従業員の就業調整にお困りの経営者・人事ご担当の皆さま

キャリアアップ助成金で年収の壁を突破しませんか

☑ 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
☑ 人材を長期で定着させたい

こんなお悩みありませんか?

「年収の壁」って何？

従業員51人以上、月額8.8万円以上、週20時間以上の企業で勤務している場合

➡ いわゆる「106万円の壁」。
厚生年金、健康保険に加入することで、社会保険料の支払いが発生します。

「就業調整」をなんとかしたい

年末に従業員が就業時間を調整してシフトが組めない

➡ その就業調整は不要です！
社会保険の**加入の条件は**、雇用契約時の所定内賃金で判断し、**残業代などは含みません。**
また、社会保険への加入とともに、従業員の収入を増加させる取り組みをすると、**キャリアアップ助成金**が受けられます。

キャリアアップ助成金とは？

手取り額を減らさない企業に
1人あたり
＼ **最大50万円を支援** ／

➡ 従業員の収入を増加させる取組（手当の支給や労働時間の延長）を行う企業へ労働者1人当たり**最大50万円**を支援。
社会保険への加入により、人材の定着も期待できます。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声が届いています ≫

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）への質問

Q. 助成金はすぐに申請できますか？

A. 「社会保険適用促進手当」等を支給したり、労働時間を延長したりして労働者の収入を増加させる取組を行った後に申請していただきます。
まず、従業員と面談を実施し、社会保険制度や加入のメリット※を周知するとともに、働き方の希望を確認してください。
取組を開始する前に、取組内容にチェックを入れ、取組予定労働者数を記載した計画を都道府県労働局に提出してください。６か月の取組実施後、支給申請となります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか？

A. 申請書には、**①事業所の所在地や雇用保険適用事業所番号等の事業主の情報、②対象となる従業員の標準報酬月額**（手当等支給メニュー）や**取組前後の延長時間**（労働時間延長メニュー）等の従業員の情報を記載してください。
主な添付書類は、従業員の**雇用契約書と賃金台帳**等です。

Q. 周りに聞いても、助成金を活用しているという事業主を知りません。

A. 助成金の開始以降、**約1万9000**事業所から助成金の計画を受理しています。（令和6年10月現在）

※ 従業員向け説明資料や、詳細については右下の厚生労働省ウェブサイトをご参照ください

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声

飲食業

従業員との丁寧な対話を重ねた上で助成金の活用を行った結果、**就業調整をしていた従業員の労働時間が増加**し、**人手不足の解消**につなげることができた。

東京都　A社

小売り業

助成金制度の紹介動画を作成し、各店舗で対象者に面談を実施し、勧奨を行った結果、**従業員の労働時間が増加**し、**人手不足の解消**につながった。

大阪府　B社

娯楽業

社会保険加入の勤務形態に転換する従業員に対し、**助成金を原資**として、**一時金を支給**。結果、経験豊富な従業員が労働時間を延ばして活躍するようになり、**より高い水準での運営が可能となった。**

大阪府　C社

卸売業

パート従業員に対し、助成金を活用した社会保険の加入を進めた結果、パート従業員が就業調整を行わなくなり、**正社員の時間外労働の大幅な削減ができた。**

山形県　D社

助成金を検討される場合は、お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。
最寄りのセンターの連絡先　働き方改革推進支援センター　無料相談窓口　検索

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）
0120-030-045
受付時間　平日　8:30～18:15
（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省
ウェブサイト